

旭川市内に
定着した
方の

奨学金返済を 支援します!



令和7年度
卒業予定の方

or

市外に住所がある
令和4年度以降の
既卒者

企業連携制度
あり!
(令和6年度開始)

奨学金の返還金として返済した金額の1/2を年度ごとに補助

対象奨学金

独立行政法人日本学生支援機構

第一種、第二種 奨学金

登録対象となる方

令和8年度に地元企業に正規雇用により就業し、かつ旭川市内に居住する方で次のいずれかの要件を満たす方

- 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、大学院（以下「高等教育機関」といいます。）を令和7年度に卒業する方
- 旭川市外に住所があり、高等教育機関を令和4年度以降に卒業した方

※就業の前年度に登録する必要があります

補助額（1年間の上限額）

大学	100,000円
短期大学	
高等専門学校	70,000円
専修学校（専門課程）	
大学院（修士）	75,000円
大学院（博士）	109,000円
複数の高等教育機関	161,000円

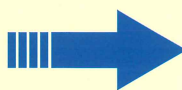
※補助の対象期間は3年間で限度といたします

企業
連携制度
の場合

●企業と市が
連携して支援

●補助額は倍額※

※企業により条件は異なります



3年間で
最大60万円
(大学卒の場合)

※連携企業も募集しております

登録締切

令和8年
3月31日まで

※書類必着

お問合せ
登録受付

旭川市経済部 経済総務課 雇用労政係

0166-25-7152

- 詳しい内容はホームページへ
- サイトからも申請可能です

旭川 地元定着

検索

